

◎ 所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか多い方の金額	
医療費控除	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)限度額200万円	
社会保険料控除等	支 払 金 額	
生命 保 険 料 控 除	支 払 金 額	控 除 額
	15,000円以下のとき	全 額
	15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円
	40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円
	70,000円超のとき	35,000円
控 除	支払った生命保険料に、一般のものと個人年金保険料の両方がある場合は、それぞれの控除額を上記の算式で計算し、合算します。	

地震 保 険 料 控 除	地 震 保 険	支 払 金 額	控 除 額
		50,000円以下のとき	支払金額の1/2
		50,000円超のとき	25,000円 (限度額)
	旧 長 期 契 約	支 払 金 額	控 除 額
		5,000円以下のとき	全 額
	5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円	
	15,000円超のとき	10,000円 (限度額)	
	地震保険・旧長期契約保険の両方がある場合は、限度額は25,000円		
寄附金 控 除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金</li> <li>・ 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金</li> <li>・ 新たに都道府県又は市町村が条例により指定した寄付金を追加(ふるさと納税制度)</li> </ul>		

配 偶 者 控 除	一 般	33万円
	老 人	38万円
	同居特別障害の場合	
配 偶 者 特 別 控 除	一 般	56万円
	老 人	61万円
	所 得 金 額	控除額
	380,001円～449,999円	33万円
	450,000円～499,999円	31万円
	500,000円～549,999円	26万円
	550,000円～599,999円	21万円
	600,000円～649,999円	16万円
	650,000円～699,999円	11万円
	700,000円～749,999円	6万円
	750,000円～759,999円	3万円
	760,000円～	0円

障 害 者 控 除	一 般	26万円
	” (特別障害者)	30万円
寡 婦 (寡 夫) 控 除	一 般	26万円
	” (特別寡婦)	30万円
勤 労 学 生 控 除		26万円
扶 養 控 除	一 般	33万円
	老 人	38万円
	特 定	45万円
	同居老親等	45万円
	同居特別障害の場合	
	一 般	56万円
	老 人	61万円
基 礎 控 除	特 定	68万円
	同居老親等	68万円
	基 礎 控 除	33万円